

西山別院墓地内施工における指示事項

西山別院内において施工(墓碑建立・刻字など)を行う場合は、「西山別院墓地管理規程」に基づき、事前に西山別院墓地管理者より許可を得る必要があります。

つきましては、所定の「西山別院墓地内施工許可願」を下記事項に従い、提出いただきますようお願いいたします。

なお、書類提出後、施工内容の変更指示をする場合がありますので、不明な点がある場合は、事前に西山別院に確認されますようお願いいたします。

記

1. 書類提出に関する事項

西山別院への提出書類は、「西山別院墓地内施工許可願」及び業者確認のための証明書類・施工仕様書(図面)等がある

- (1) 提出先 西山別院
- (2) 提出期限 施工開始予定期日の10日前まで

※なお、特別な事情があると判断した場合は、この限りではない

- (3) 受付時間 午前9時から午後5時まで

「西山別院墓地内施工許可願」は、西山別院において墓地使用者からの申し出により配布する。その際、使用者の確認を要する。

- (4) 提出書類

○西山別院墓地内施工実績のある業者

- ① 西山別院墓地内施工許可願
- ② 施工にかかる誓約書[毎年度(4月～3月)初回施工時]
- ③ 仕様書(施工図面・現状写真など)

○西山別院墓地内施工実績のない業者

- ① 西山別院墓地内施工許可願
- ② 施工にかかる誓約書[毎年度(4月～3月)初回施工時]
- ③ 証明書

[法人格を持つ業者]

- (1) 印鑑登録証明書(法務局発行のもの)
- (2) 登記簿謄本

[個人営業の業者]

- (1) 印鑑登録証明書(個人)

(2) 所得税の納税証明書

- ④ 経歴書
 - ⑤ 会社案内その他業務内容が分かる書類
 - ⑥ 仕様書(施工図面・現状写真など)
 - ⑦ その他、西山別院墓地管理者が提出を求めたもの
- ※初回提出時以降は、③～⑤を免除する

(5) 仕様書

- ① 墓碑建立
 - 1) 形状図面
 - ※全体の形状並びにサイズを明確に記載する。
 - 2) 刻字箇所並びに刻字内容
 - 3) 基礎工事の形状図面(地下カロートの施工など)
 - 4) その他の特記事項
 - ※家紋を刻字する場合は、家紋の写を仕様書に添付のこと
- ② 墓碑撤去
 - 1) 現墓碑の刻字内容
 - 2) 写真(全体の形状並びに各々の面が分かるもの)
- ③ 墓碑再建立
 - 1) 提出書類については、上記の①・②を併せて提出
- ④ 墓石調整(既存の石材を用いての据え直し工事)
 - 1) 工事内容
 - 2) 写真(全体の形状が分かるもの)
- ⑤ 刻字
 - 1) 刻字箇所並びに刻字内容の明示
 - ※刻字を追加する場合、既存分と追加彫り入れ分が区別できるように記載のこと。
- ⑥ 境界石設置
 - 1) 形状図面
 - ※全体の形状並びにサイズを明確に記載する。
- ⑦ その他の施工(法名碑設置・花立取替、設置など)
 - 1) 形状図面
 - ※全体の形状並びにサイズを明確に記載する。
 - 2) 写真(既存の状態)
 - 3) その他の特記事項
 - ※その他については、上記の①～⑦までの書類形式を参考に、添付書類を作成の上、提出する。

(6) 様式など

- ① 様式はすべてA4版縦左綴りの形態を原則とする
- ② 写真の提出方法については、A4版縦左綴りの形態とし、白紙に貼付する。
ポラロイドカメラの写真は不可。

留意事項

- (1) 墓碑正面には、名号(南無阿弥陀仏)若しくは『俱会一處』を刻字するように説明ください。
- (2) 浄土真宗本願寺派にふさわしくない文字は用いない。
※(例)霊、吉日、大姉、居士、信士、信女、水子、童子など
- (3) 墓碑の形式については、塔に類似したもの、墓相型などは許可しない。
- (4) 笠石・猫足の設置については、建立時並びに改修時を含め許可しない。
- (5) 墓碑を建立する場合、墓地使用者を建立者として刻字する。
※建立者を連名で刻字することはできない。ただし、特別な事情があると判断した場合は、この限りではない。
- (6) 墓碑再建立時には、旧墓碑に建立年月・建立者名などの刻字がある場合、刻字内容を再建立する墓碑に建立者として刻字して、併せて今回の再建立年月及び建立者名を刻字する。
※再建立者として刻字する名も、墓地使用者単独に限る。
- (7) 基礎工事は、地表より30cm以上の掘り下げを行う。
- (8) 地下工作物の施工は、近隣の墓碑に影響を与えない範囲とする。
- (9) 使用権範囲以外の施工は許可しない。
- (10) 墓地内での植樹については許可しない。
- (11) 納骨口の設置場所については、今後の使用に支障をきたさないように正面に設置することが望ましい。
- (12) 境界見切り石の設置は、使用許可寸法の通りとする。
- (13) 墓地管理運営の円滑化及び、墓地使用者の利便性向上を目的とした施設維持のため、新規墓地施工時に懇志5,000円を進納いただきます。

2. 工期の設定に関する事項

- (1) 工期は、1ヶ月以内を原則とする。
- (2) 工期が長期にわたる場合は、墓地管理者の指示を事前に受けること。
- (3) 土曜・日曜・祝日・盆会・彼岸会・年末年始・法要行事期間中その他西山別院墓地管理者の指定する日は工事のための出入りを禁止するので、事前に西山別院に確認

すること。

- (4) 工事内容に変更がある場合、内容変更に伴う必要書類を添えて、「仕様変更許可願」を西山別院墓地管理者宛に提出のこと。
- (5) 工期変更の必要が生じた場合、工期変更に必要な理由を添えて「工期変更願」を西山別院墓地管理者宛に提出のこと。

3. 完工（工事完了）報告に関する事項

施工を許可した工事について、完工(工事完了)したことを確認するため、「完工届」を提出のこと。

- (1) 提出期限 施工完了後1ヶ月以内
- (2) 提出先 西山別院
- (3) 提出書類 ①「西山別院墓地内施工許可証」
② 施工完工後の状況が判る写真

※「西山別院墓地内施工許可証」の裏面に添付をする。

※ポラロイドカメラの写真は不可。

※建立などの場合は正面・斜め前・斜め後ろの写真。

※基礎工事と墓碑建立を同時に施工した場合は、基礎工事の写真を別途に撮影し、建立写真と併せて提出のこと。

※その他部分的な施工についてはその部分の写真

4. 墓地内立ち入り時における留意事項

- (1) 墓地内にて施工時立ち入りのつど、「西山別院墓地内施工許可証」を西山別院に提示し、裏面に「許可」の押印を受ける。
- (2) 「施工許可票」を預かり、施工現場に必ず揚げる
※「施工許可票」は、当日の施工終了時に、必ず西山別院に返還すること。
- (3) 「西山別院墓地内施工許可証」に「要立会」の押印のあるものについては、西山別院の現場立会が必要である。
※現場立会は、西山別院の指示に従う。
- (4) 施工業者が駐車場の使用を必要とする場合は、西山別院に申し出ること。
- (5) 墓地内の業者立ち入り時間は、上記の(2)及び(3)の手続き終了後から、午後5時までとする
※時間延長の必要がある場合は、事前に西山別院に申し出をし、指示に従うこと。

5. その他の指示事項

- (1) 既舗装区域内での施工にあたっては埋め戻しの後、モルタル舗装すること。

- (2) 墓碑建立・墓石調整等の場合、隣接墓地が納骨に際して支障をきたさないよう十分な配慮をすること。
- (3) 施工終了後は現場の後始末をし、不要物はすべて場外搬出すること。
- (4) 土砂・セメントなどの洗い流しは厳禁。
- (5) 電気を必要とする場合は、各自で発電機を準備すること。
- (6) 施工に伴う遺骨などの保管については、施工業者の責任において行うこと。
- (7) 西山別院墓地内において施工にあたる業者は、常に参拝者の安全並びに既存の建造物(墓碑など)に対して万全の注意を払うこと。
 - ※事故などが発生した場合は、速やかに西山別院に届出をすること。
 - 補償については、自己の責任において行うこと。
- (8) 納骨の補助作業を請け負う場合は、納骨者が事前に西山別院に納骨届を提出した旨を確認するため、「納骨届受付票」の提示を必ず求めること。
 - ※「納骨届受付票」がない場合は、納骨の補助作業を請け負わない
 - ※納骨の補助作業に限り、「西山別院墓地内施工許可願」の提出を必要としない。

6. 附則

- (1) 「施工における指示事項」は、変更の都度西山別院墓地管理者において作成しているので、必要の都度西山別院まで照会のこと。
- (2) この指示事項は、2017（平成29）年11月1日をもって施行する。
- (3) 2017（平成29）年3月21日付施工の「西山別院墓地内施工における指示事項」は、施行日をもって廃止する。

以 上

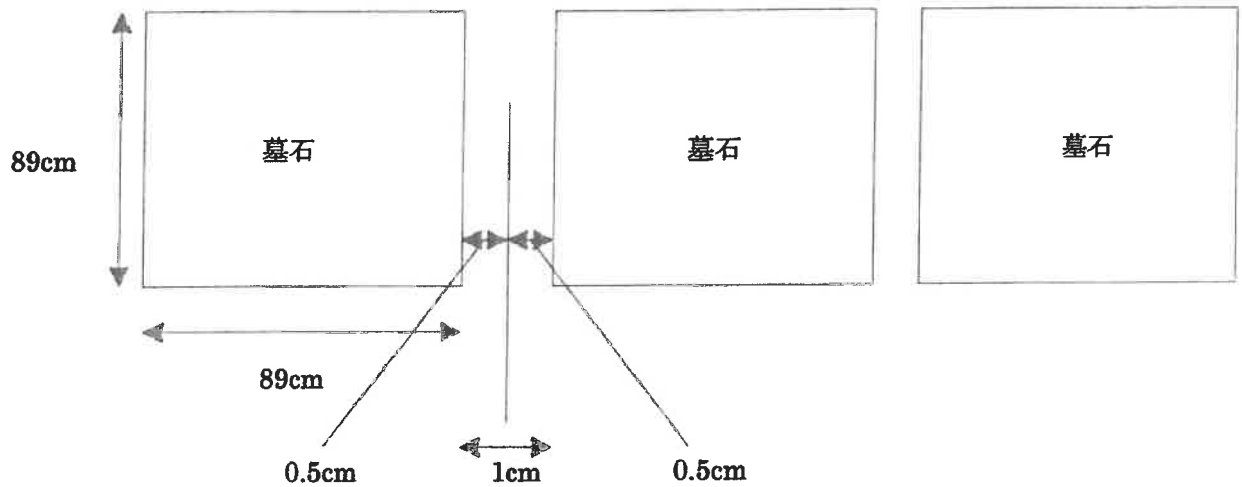
施行に関する注意事項

隣接する墓石の間は1cmの隙間が必要であるため、境界線より0.5cm隙間分を確保し建立しなければならない。

1区画90cm×90cmの場合、墓石寸法を89cm×89cmで建立しなければならない。

(2区画の場合89cm×179cm)

一区画の場合



2区画の場合

